

平成 31 年度 オーストラリア語学研修補助事業について

平成 31 年度オーストラリア語学研修補助事業を次のとおり実施します。

1 事業概要

教育委員会が指定する取扱業者が実施する「オーストラリア語学研修」に参加する生徒の保護者に対して補助金を交付する。

2 補助対象者の募集人数

60 人（書類審査の上、抽選により選考します。）

3 補助金の額

生徒 1 人につき 20 万円と補助対象経費の実支払額の 2 分の 1 の額とを比較して、いずれか少ない方の額

4 応募方法

- (1) 提出書類 平成 31 年度オーストラリア語学研修補助事業応募用紙（様式 1）
- (2) 提出期日 各学校の定めるところによる。
- (3) 提出先 在籍する学校
※ 平成 31 年度エディンバラ語学研修補助事業・海外短期留学チャレンジ補助事業・府立高校生夢チャレンジ留学支援事業と同時に応募することはできません。

5 応募要件

生徒が次に掲げる要件を全て満たすことが応募要件です。

- (1) 京都府立高等学校に在学していること。
- (2) 在学している高等学校の校長により、学校生活に前向きに取り組んでおり、オーストラリア語学研修に参加するにふさわしい人物であるとの証明を受けていること。

6 内定後の流れ

内定された場合、以下の手続等を行っていただきます。

- (1) 事業への参加申込み（5月中旬）
各自で取扱業者へ参加をお申込みください。
- (2) 参加者説明会（5/26・7/7）
研修における注意事項等を説明しますので、ご出席ください。
- (3) 補助金の申請（6月下旬）
補助金交付申請書、取扱業者が発行する領収書のコピー、口座振替依頼書、通帳のコピーを学校に提出してください。
- (4) 補助金の交付の決定・振込（7月）
学校を通じて文書で交付の決定をお知らせするとともに、指定された口座に補助金を振り込みます。
- (5) 留学の実施（7月～8月）
- (6) 実績報告書等の提出（9月）
帰国後、補助金実績報告書、語学研修修了報告書と語学研修を修了したことを証する書類（コピー）を学校へ提出してください。